

第二十四回 参議院内閣委員会會議録第二十一号

昭和三十一年三月三十日(金曜日)午後二時八分開会

事務局側
常任委員 杉田正三郎君
会専門員

委員の異動

本日委員楠竹春彦君及び長島銀藏君辞任につき、その補欠として佐野廣君及び伊能芳雄君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小柳 牧衛君
理事 野本 品吉君
千葉 信君
島村 軍次君
井上 知治君
伊能 芳雄君
遠藤 柳作君
木村篤太郎君
佐野 廣君
吉米地義三君
中山 壽彦君
田畑 金光君
廣瀬 久忠君

委員

國務大臣

厚生大臣 小林 英三君
國務大臣 河野 一郎君

政府委員

行政管理 宇都宮徳馬君
政務次官 岡部 史郎君
行政管理 史郎君
管理部長 史郎君
厚生大臣官 小山進次郎君
房総務課長

本日の會議に付した案件
○厚生省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小柳牧衛君) ただいまから開会いたします。

厚生省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対して質疑のおありの方は御質疑を願います。

○田畑金光君 大臣に一、二の点についてお尋ねしたいのですが、それはこの改正法案の提案理由によりますと、改正の第二点として保険局に新たに次長制をとることにされたのでありますが、その理由の中に、その説明の中に、政府としては昭和三十五年を目途として全国民に医療保険を普及させる決意を固めておるので、社会保険の整備について保険局を中心とし格段の積極的な施策を講ずることとされているようにあります。昭和三十五年を目途として全国民に医療保険の普及徹底をはかれるということが、これはわれわれ社会保険制度の強化を期待する者としてまた国民皆保険、医療保険をすべての国民に普及するという点において、国民全体の要望であろうと、こう見るわけでありませう。この点に關しまして大臣の本計画推進あるいは完

成に對する計画等について、構想を御説明願いたいと考えるのであります。

○國務大臣(小林英三君) 今の御質問の点でございますが、御承知のように、ただいまのこの社会保険という問題は、ことに医療保険という問題、これは社会保険といつたしましての最も重要な中核ともいふべきものであります。現在でございますのは御承知のように、健康保険、それには組合と政府管掌、それから日雇労働者健康保険、あるいは船員保険、各種の共済組合といふような勤労者を対象としたしまして健康保険がある、医療保険があるのございませう。そのほかに御承知のように主として自営者を中心としたしましての国民健康保険がある。そのほかに全然この社会保険の対象になっていない、適用を受けていない方々が三千万人いるわけでありませう。それらのもを私どもといたしましては、昭和三十五年という経済五カ年計画、社会保険五カ年計画の最終年度を目途といたしまして、国民皆保険の軌に持つていきたい、もちろんこれには現在いろいろの御議論があるのであります。

して、いろいろ今後十分に検討いたしまして、国民皆保険を目途として進んでいくためには、これから十分に、これらの問題を総合的に調査研究をいたしまして、最後の一つ三千万人の未加入者も入れる国民皆保険の域に達すべきである、こういうのであります。三十一年度におきましては約九百万円の予算のもとに、医療保険、保険医療の問題につきまして調査研究をいたしますために、厚生大臣の一つの相談相手といたしまして、それらの専門的な人々をお願いいたしました。そして、これから年次計画を組み、いろいろの計画を定めまして、調査研究を進めながら、これらの対策を講じて参りたい、こういう考え方を持っております。

○田畑金光君 三千万人の国民が、まだ医療保険の適用を受けていない、われわれもよく承知いたしておりますが、こういう人方に対して、国民皆保険の趣旨に基いて、医療保険を適用せしめる、このことは先ほど申し上げたように、まことに社会保険制度の充実の一環として、国民の望むところであるわけでありませう。ところが今のお話によりまして、今年度九百万の予算を計上して政府は調査に取りかかる、こういう段階のようでありませうが、そういういたしますと、厚生省といたしまして、具体的に五カ年計画で皆保険を完成しようという御意図でありますならば、昭和三十一年度は、五カ年計画の第一年度に該当するわけでありませう。本年度は調査の段階で、何も具体的な

事業の推進は期待されていないのかどうか。第一年度として国民皆保険への具体的な推進をはかれる準備を、御用意を持っておられるかどうか。でなければ五カ年計画、あるいは五年後に達成するといふようなことが、事実これは不可能であるかと考えます。

さらにはまた関連してお尋ねしておきたいのは、大臣の御説明によりまして、今年度は調査の段階のようでありませうが、いかなる機関に調査を依頼されるのか、いろいろの大臣の、厚生省の諮問機関もあるようでありませうが、そういう諮問機関を利用して、調査あるいは成案を得せしめるのか、こういうような点について、もう少し具体的に厚生省の方針を承りたいと思

います。

○國務大臣(小林英三君) まずこの国民皆保険というわれわれの目途といたしております三十五年度に到達したためには、本年度におきましては、とりあえず従来赤字をもって非常にその運営の十分なる機能を発揮できなかったところの政府管掌の健康保険というものに對しまして、法制的にこれに政府の補助を得まして、そうしてただいま御審議を願っております被保険者一部負担、これによりまして、その他種類の制度を改正いたしまして、これによってひとまず健康保険の立て直しをするということも、三十一年度の初年度のそれらに對する一環でございます。それから国民健康保険につきましても、本年は二百万以上の加入者を予

定いたしました、そうしてそれに対して、それぞれの予算を計上いたしていただくのであります。

かくいたしまして、健康保険そのものも軌道に乗って、国民保険そのものも、本年度の計画といたしましては加入者をふやして参る、三十一年度におきましては、ただいま申し上げましたように、九百万円の予算に基きまして、適當なる学識給與者あるいは実業家という方々を委嘱いたしました。それらの問題につきまして十分に調査、研究をいたし、年次の計画もいたして参りたい、こういうふうにご考慮をお願ひいたします。

○田畑金光君 私がお尋ねいたしましたのは、国民健康保険の部門について、いわゆる五年計画、三十五年度に国民全体を保険に加入せしめるといふ一点についてお尋ねしたわけでありまして、そういたしますと、この調査研究をこれから進められるについては学識給與者に委嘱をされるようでありまして、その時期とかあるいは答申の時期等について、大体どういふような厚生省としては考え方でおられるのか、その辺の事情を承わります。

○國務大臣(小林英三君) これは私どもの考えておりますことは、審議会とかそういうふうな意味のものでなく、たしまして、大臣の顧問というふうな意味で、われわれとともに御相談相手になつて、そして厚生省全般といたしまして調査研究を進めていきたい、こういうふうにご考慮をお願ひいたします。

政府としては今回提案されておる保険法の一部改正法案を提案をなされておるこの点であります。もうすでに周知の通り、政府としても相当苦境に立っておられるように見受けられるのであります。ことに保険法の総論、こういう深刻な問題に当面されて、厚生省としては、政府としては対策に奔走されておられるように見受けられるのであります。この改正法案に對しまして、患者の一部負担の問題、あるいは保険医に對する監査の強化、あるいは登録の問題、医療機関の指定の問題等について、今の情勢は国民的な世論として政府の改正法案に對し反對ののろしを上げて、法案自体も非常な難航を覚めておられるのであります。こういう情勢に對しまして、大臣は当面の責任者としてどうお考えになっておられるのか、政府改正案がそのまま通過するといふ自信をなお持っておられるのか。さらにお尋ねしたいことは、政府の今回とられた一部改正法案の措置によつて、昭和三十一年度以降、健康保険の財政というものは健全な運営ができるのかどうか、また来年度になれば何らかの措置をとらなければいけないのであらうとわれわれは見るのであります。こういう健康保険財政の赤字に對しまして、政府並びに特に責任官庁としての厚生省は恒久的な施策を準備しておられるのかどうか、承わりたいと思ひます。

○國務大臣(小林英三君) この健康保険のたゞいま御審議を願つておられます、国会におきまして御審議中のこの改正案、これは私どももいたしましては、社会保障の確立促進の見地からいたしまして、しかも医療というものはその時代におきままする最高の医療保障というものを堅持しながら、国民健康保険制度というものの進歩向上をはかるといふ目的をもちまして、今日あのような改正案を出しておるのであります。来年度におきましての財政状態に對してはどう思ふかというふうな御意見でございしますが、私はこの政府の補助という問題につきましても、これは今のような目的で政府は補助をいたすのであります。今年度は取りあはず三十億円でございしますが、これもやはりそういう意味から出しておるのでございまして、今日の改正案が国会の御審議によりまして通過いたしました、これが実施するということになりますならば、私は今後の健康保険の財政はもろろん軌道に乗つて参ります。將來ますます政府管掌の健康保険制度というものが向上発展するものだと考えております。

今日この保険法の諸君があいふふうにご退避という動きがあらはれて、現に京都、大阪、東京あるいは兵庫というようにご退避の届出をなさつたといふことにつきましては、私どももいたしましては保険医療というものは非常に重大な、しかも公共性を考へて、まことに遺憾に思つておるのであります。しかしこの問題につきましましては私も常に努めて全国の医療担当者、諸君にもお目にかかり、またそれらの代表者の諸君にもお目にかかつて、いろいろこの内容等につきましても御説明を申し上げ、今日の健康保険というものをほんとうに將來軌道に乗つて進歩発展させたい、これが一番よろしいのだといふことにつきまして、理解を得つたのであります。

が、たまたま全部ではございせんけれども、それぞれの土地におきまして過半数以上の担当者の諸君が、現に辞退をお出しになっておるのであります。しかし私はまだ予告期間があることとございまして、その間におきましては各都道府県の知事その他の関係者を通じまして、できるだけそれらの辞退者も取り下げていただきますようにお願いをいたし、またその地におきましては、最悪の場合につきましましては、これはあとに残つておられます健康保険の御協力、それからすべての国民の各位には御心配をかけるまいにいたしていきたく、こういうふうにとらだたいま考えております。

○田畑金光君 与党内にも改正法案について修正の意見等も出ておるよう、動きもあるように聞いておりますが、政府としてはあくまでも今出されておる改正法案を堅持される決意でおられるかどうか、この点をお伺ひいたします。

○國務大臣(小林英三君) 私も与党内におきまして、政府の原案についてある程度の修正をしようじやないかといふような意味の動きがあることは承知をいたしておるのでございます。しかしながら私どももいたしましては、最初この原案につきましても、十分に党の最高幹部等とも相談をいたし、また政府の補助金の法制化の問題につきましても、与党あるいは大蔵、厚生両当局も参加いたしまして、そして法制化を決定した次第でございまして、もちろん原案提案者といつたしましての私といたしましては、この原案が通過することを希望しておるのであります。しかしこれは国会が御審議になることとございまして、与党におきましては修正案が出ました場合にございまして、そのときにわれわれの態度を決定したいと思つております。

○田畑金光君 社会保障制度審議会の答申は二割国庫負担ということをご政府に具申しておるわけでありまして、予算編成の当初において、厚生省としても強く国庫負担の構想をもつて臨まれたはずであります。少くとも一割負担は国庫においてなすべきであるという基本的な態度で、厚生大臣は職を賭してがんばられたといふこともわれわれは聞いておるわけでありまして、ところがそれがいろいろな曲折を経て、結局補助金という形に落ちついたわけでありまして、先ほど大臣の御答申になりましたように、社会保障制度の今日中心が健康保険であるといつたままならば、健康保険等の制度におきまして、今後とも政府は社会保障制度審議会の答申等を尊重して、国の予算の中に安定した保険財政の地位を確立しておくべきであるといつたわけでありまして、大臣は今度この問題に對しまして、そのような考え方で努力をされる御意思があらうかどうか承わります。

○國務大臣(小林英三君) 私が就任いたしました、まず考えましたことは、政府管掌の健康保険の赤字の問題、これは御承知のように、二十九年におきましては四十億円の赤字、そのほかに積立金等も十数億使ひ果し、三十年におきましては六十億の赤字が出現いたしました。御承知のように大部分を資金運用部からの借入金によつて暫

定的の処置をいたしたのであります。三十一年度におきましても、やはり医療費が向上いたしますし、一方保険財政の収入面につきましても、保険料収入というものが、ほとんどカーブが緩慢でありまして、上って参らない。医療費はどんどん社会の進展に伴いまして、技術も進歩し、医学も進歩し、いろいろなわけでだんだん上って参りました。当分医療費の増高というものは、これは日本ばかりではございませぬし、各国とも上るべき傾向にあるのであります。これには私はまず第一番に考えましたことは、今お聞きのように、医療費の一割程度の国庫負担、国庫補助を得たいものだ、こういうふうな考えまして、当時大蔵省にも四十億円はぜひ出してもらいたいということにつきまして、いろいろと折衝をいたしましたのでございます。しかし大蔵省と私どもの間におきまして、相当の大きな開きが出て参りました。しかし国の財政ということもございませぬし、一方におきましては、先ほど申し上げましたように、社会保険の適用を受けていない方が三千万人いる、これら三千万人の方々というものは、一方において国の税金というものは、国民の義務としてお払いになっており、医療費に關しては自費でもっておかしくなっておりますというふうな状態の方々も多数あるものであります。そういうふうないろいろな関係からいたしまして、本年度は三十億に決定いたしましたのであります。その当時はもちろん三十億というものは、単なる政府の補助でございます。これではいかぬというので、先ほど申し上げましたように、健康保険制度の進歩向上のために、政府はこれ

を法制化したしまして、そうして今日御審議願っておりますような改正案の中に法制化したしたわけでありまして、私はこれによりまして健康保険の財政も軌道に乗り、健康保険制度そのものの向上、進歩発展ということが期待されることを期待いたしておるのであります。

○田畑金光君　きのう千葉委員から御指摘があり質問があったわけでありますが、大臣の答弁によつて、その間の事情はわかりましたが、ただ一つ、この際、念を念を押しておきたいことは、二十七日の閣議終了後二、三の關係が、抑留同胞の引揚問題あるいは未帰還者留守家族保護措置の強化の問題について話し合ひをなされた、その話し合ひについて外相談話が発表された、しかしこれは正規の閣議の議題でもないのでないという話し合ひがなされたので、その問題については触れませんが、ただ今後予測されることは、きのうも私質問いたしました、抑留者の問題というものは今後深刻な波紋を描いて、さらに国民の関心を集中せしめる問題だとみるわけでありませぬ。引揚促進の問題は外交交渉の重大な問題でありませぬが、留守家族の援護の問題については、どうしても厚生省が中心となつて、さらに誠意をもつて善処されなければならぬと考えるわけでありませぬ。留守家族の援護の強化について、厚生当局としては、こういう新しい情勢の前に、何か対策を考えておられるかどうか承つておきます。

○國務大臣(小林英三君)　厚生省といつたしましては、留守家族の援護の問題につきましては、もう国の財政の許される範囲内におきまして、できるだけこれらの方々に対しまして十分な優遇の措置を將來とも講じて参りたいと、こういうふうな考えをしております。

○田畑金光君　私のお尋ねしますことは、すでにきまりました三十一年度の予算、あるいはまた留守家族援護法の範囲内において、ことは留守家族の援護をやつていくという厚生省としては、既定の方針をとられるのか、あるいは新しい情勢に即して留守家族援護法の強化、あるいは何らかの強化された措置を考えているのかどうか、この点をお尋ねしているわけですが、

○國務大臣(小林英三君)　留守家族の援護につきましては、今日予算も両院を通過いたしました、その予算の範囲内におきまして措置をいたし、また今後の問題につきましても、われわれは留守家族のお気の毒な状態にかんがみまして、今後ともできるだけ好遇の処置を講じて参りたいと、こう考えます。

○千葉信君　小林さんにお尋ねをいたしますが、この提案理由なんかを拝見しますと、非常にうまいことを書いておるんです。それからまた大臣の答弁を聞いておりましたも、さながら三十五年度までには国民皆保険の大理想を必ず達成するというような、まことに話だけは立派で、決心だけは立派であるが、しかしどうもこの提案理由の説明が私どもに暗示するように、どうもほんとうに腹を据えてそれを実行しようとしておられるのかどうか、疑わしい点がある。私はずいぶんあると思つて、それは今度の健康保険法の改正、それからまた社会保障制度の充実、それから予算の計上、まあこういうふうな問題

については、これは社会労働委員会の方で、この国会でも大臣はだいぶ汗をかかなければならぬだろうと思つていまして、まあその点は大体そつちの方にこの際制愛することにして、私はこの委員会における所管の立場から、主として機軸の關係から、果してそういう提案理由の説明に盛られた内容が実行に移されるかどうか。大臣の簡単にここで披瀝されている決意のようなか、それが実行に移されるものかどうか、それでもっと直接に、今度のこの提案された法律案に盛られた厚生省の機構上から、私は疑点をただしたいと思つた。

この提案理由の説明には、「その管掌する社会保険諸事業の運営に万全を期しつつ、外、国民皆保険を目ざして医療保険の一大飛躍をはかりました。これは、さしあたり対策をいたしまして、局長を助けつつこの困難なる業務の一半を分担処理する次長の設置」をする、初めの方は大した驍虎の勢いで出ているが、最後にいくという、この問題の解決のために前進の第一歩として次長を置く、これだけです。しかもその次長は、引揚援護局の方から一人もらつてきてこつちの方に据えるというだけに過ぎない。そうしてこれに對してこういう説明が行われていて、「これに伴い新たに次長一人を増員いたしますことが諸般の情勢上許されませんので、ここに私は問題があると思つておる。一体その諸般の情勢とは何でしょうか。社会保障制度の確立の問題、社会保障制度の拡充強化という一つは、あなたの方の内閣にとつて公約のたつた一人の次長だけをほかの方

から持つてきておいて、これは諸般の情勢上許されぬ——諸般の情勢とは一体何ですか。

○國務大臣(小林英三君)　これは今の行政管理庁、まあ内閣の方針をいたしまして行政の整理をいたしたい、それは局もふやさない、次長もふやさない、各省は課長を二割整理しようというふうな、一つの方針を決定して、それにむかひまして行政整理を担当大臣が進めていたわけでございます。従いまして厚生省におきましても、今お聞きのような、健康保険局に新しく次長を置くということが、そういう方針から許されませぬので、その諸般の事情と申し上げますのは、つまりそういうふうな方針のもとにやつていこう、こういうことでございます。新しいくふやさないで引揚援護局の方から二名のものを一人にして、こちらに一名次長を置く、こういう意味の説明でございます。

○千葉信君　それはそんなことを言うから、あなたの方がそこで幾ら太鼓をたたいても、うっかりこつちの方では信用できぬということになるのです。もちろん鳩山内閣の方針として、なるべく人員はふやさない、課も減らしたい、これは一般的な方針です。そうしてそういう方針をとつておることは事実認められるけれども、しかし一方では、たとえば政務次官の増員、参与官制度を設けて、もう少し充実しなければならぬ、こういう意見も一方にはあるわけですか。これはどこから出てくるのかという、そういう必要を認めるのか、一般的な人員整理とか、局課の削減という方式と別に、必要なもの

に對しては認めるというやり方じゃあ

りませんか。しかもあなたは今、そういう政府の一般的な方針としてやられているから、おれの方もそれに従ったのだと言われども、今提案されている定員法をごらん下さい、その事情によつては三千五百人も増員を認められている省庁があるじゃありませんか。そういう所もあるのです。しかも大した問題でない所、大した重要でない所、政府が国民にこういうことをするといつて看板をぶら下げて国民を、極端な言葉でいけばだました問題でない所、そういう所は私はいいと思ふのです。しかし少くとも三大公約の一つだとか二つだとかいって、大げさに太鼓をたたいてきている問題について――

そうでない省庁になると三千五百人もふやしている、それを厚生省ともあろうものが、当面重大な社会保障制度の充実という問題に一番取り組んでいかなければならぬ厚生省が、諸般の情勢もありますので一人もふやさなかつた、こんな格好だから、あなた方が幾らそこで太鼓をたたかれても、私たちが疑念は去らないのです。これはやはり極端にいうと、小林さんはほんとうに社会保障制度を充実しようとか、三十五年には国民皆保険を目ざしているのだというようなことを言つても、われわれは信用できないし、あなたがほんとうにそのつもりで腹を据えてかかっているのではないという印象を受けざるを得ない。もう少しあなた、この機構の問題について、社会保障費の増額という問題と同様に、私はもう少し真剣にあなたが腹を据えてかかる必要がなかつたか、あつたかと思ふのです。それが欠けていたからこんな結果になつて、こんな釈明みたいなことを書い

て、しかも簡単には了承がつかぬような釈明を書かなければならぬような格好になつた原因ではないでしょうか。どうです。

○国務大臣(小林英三君) まあ千葉さんは提案理由の説明の行の字句の一節をつかまえて言つておられますが……

○千葉信君 違ふ、違ふ。

○国務大臣(小林英三君) そういうことを御判断になっておられますが、私はこういう問題につきまして、提案理由の説明というものはきわめてまじめであり、またわれわれが考えている通りに書くべきものであるというところは私も承知いたしております。しかしこういうふうな字句の問題につきましてわれわれの考えていること全般を批判されるということは、私どもはそれには御同意するわけにはいかないのではありません。

○千葉信君 大臣どうも私の質問がわからないで答弁しているのか、わかたいてごまかして答弁しているのか、ちょっと了解に苦しむのですが、私はこの理由の一つとして提案理由の説明に書いてあることももちろん取り上げました。もちろん取り上げましたが、しかし私はこの提案理由の説明そのものに對して言っているのではなく、こういう提案理由の説明、同時に田畑委員の質問に對してあなたが答へてなつておられた、この提案理由の説明に懸かっているような決意を堂々とあなたそこで披露されている。だからその披露されていることが、この機構の改正の問題のワケ内だけで考えても、すよ、あやしいのじゃないか。たつた一人の次長をふやしただけで、しかもそれもよそから持ってきた。しかもあ

なた、一般的な情勢の中で人をふやすということは、この内閣はそういう方針をとつていないという。とつていないというものを、片方の方では、今の内閣委員会で定員法の改正案が審議されている。そこでは三千五百人も認められている所もある。これはその必要を認めたらあつたか。しかもそのあなたの管掌しておられる社会保障制度等のごときは、あなたの内閣にとつては命取りの問題ではないか。機構上から見ても、そんなにいかにげんなやり方では何ぼ三十五年皆保険というふうなことをあなたが言われても、機構上の改正の立場から見ても、簡単にはどうも信用しきれぬと思ふが、その点ももつとあなたは努力すべき立場じゃなかつたかと、こう言つておるのです。

○国務大臣(小林英三君) そうすると、千葉さんのお考えは、次長を一人置くにも行政整理のまあワケ内しか守れなかつた。それだからしてこの社会保障の確立ということはできないのだと、こういう御意見ですか。

○千葉信君 まあそういうふうにあなた考へるなら考へてもいいです。

○国務大臣(小林英三君) そういう意味ではないということをおし上げておきます。

○千葉信君 なたらめな答弁ではだめです。私は今度の健保法の問題についても実はここで聞きたいのです。それはまあ社会労働委員会の方でやるでしょうから、私はその医療保険に関する予算の計上、社会保障制度の充実という問題についてはここでは割愛する。しかしですね、内閣委員会の所管しているその機構の問題に關連して問

題を取り上げてみても、今回の健康保険法の改正に見られるような実際の裏づけとなる予算は、あなたがその主張された通りにならなかつた。従つてそつちの方は、あなたは社会労働委員会の方で相当汗をかかなくちゃならぬ。こつちの方はしかしそこには触れないけれども、機構の改正の関係から見ただけでも、私はあなたがそこで大言壮語しておられるような、そういう状態にはなかなかないのじゃないか。たとへば、この次長一人置いて、そこでもつてその次長一人置くことの釈明に、あなたはこういう美辭麗句を並べるが、内実が伴っていないじゃないですか。こんなことにも内実を伴っていないような格好だから、あなたが今そこで言われておる言葉もやはりそういうふうにはなはだ頼りない結論になるのじゃないか。そこでどうして一体、あなたは機構上にも腹を据えて保険局の拡充強化というふうな問題についておやりになれなかつたのか。ほかの方にはそういう例がありま

すよというのを私はあなたに話して、あなたの答弁を聞こうとしているのです。どうですか。

○国務大臣(小林英三君) これはまあいろいろ行政整理の問題につきましても、これは行政審議会の答申に基づきまして、河野担当大臣が今管掌してやつておるわけでありまして、やはり内閣といたしましては、今千葉さんのおっしゃる通りに、私が、厚生省だけでは次長を二名もいらいたいとか、三名もいらいたいとかいうことは、これは一応主張はできるわけでありまして、千葉さんの御質問だけを取り上げてみましても、しかし行政整理という問題につき

ましては、なかなか各省が各省ごとの意見を各省の理由に基いて述べましたことでは、なかなかできない、こういうことでもございまして、たとへば課長の問題にいたしまして、これは二割から二割おしなべて各省とも二割やろう、これにこれにはもう厚生省はもうんでありますが、各省ともいろいろな議論が出たのであります。しかしこれは、一人々々がいろいろな理由を言つて理屈を言つたのでは、できないだろうから、とにかく一応画一でやろう、こういうふうなことがございまして、各省とも全部二割を実行いたすことになりました。もうどうしてもここで課がもう一つなければ困るという問題があつた場合には、スタートした上でさらに閣議の決定をしてもいいじゃないか、こう実は申し合せましてこれを決

行したようなわけでありまして、千葉さんのおっしゃるようなことについて、これは確かに一つの御意見として尊重しておきます。また千葉さんの御意見は理屈もあろうと思ひますけれども、行政整理という問題はなかなかむづかしい問題でありまして、その点は一つ御了承をお願いしたいと思ひます。

○千葉信君 どうも大臣、行政整理などという言葉も全然意味を取つ違えて、とんでもない場所です。平気で言つておられますから、これをもう少しこういう問題について厚生大臣に将来勉強してもらつて、質問に對するような御答弁をしていただく準備を願わなければならぬと思ひます。

私はこんな格好では堂々めぐりしますから、次に進みますが、今の問題

四

に關連して、先ほど厚生大臣は、國民皆保險を目ざしてその方針を樹立するために予算は九百万円、それから予算委員会の席上では、医療保障委員というような言葉を使われておりました、こゝでは、これは審議会というようにな格好ではなくて顧問ということにしたいということをお答弁になられた。まあこの九百万円の予算を計上して計画策定に当られようとして、その態度を私は大いに了とします。しかし問題の起つてきますことは、一体その医療保障委員もしくは参与の活用ということに私はなつてくると思つておる。この場合は幾ら予算を計上して、そういうものを持ってみても、果してそのあなたが期待しておられるようないい成果をあげることが出来るかどうか。最近官房長官から各種行政審議会等のごときものは整理淘汰しろという通牒が出ておられます。これは大臣も御承知の通りです。吉田内閣のときでさえぐんと減らした各種行政審議会等がまたぞろどんどんふえてきておる。あなたはその政府の方針は、はっきり把握しておられるだろうと思つた。だからあなたは、ここでは審議会ということとを避けて、参与というやうな、もしくは顧問というやうな言葉を使つておられますが、私は実はその厚生省の中に設けられておる付屬機関、この付屬機関のうち第二十九條の方の關係、これは大臣も御承知のように、厚生省の中に各種審議会等が二十三も四もあつた。そしてその中には、厚生大臣の諮問に応じて医療機關の整備及び診療報酬に關する重要事項を審議する医療審議会、二十三か四ある各種審議会の中にこゝういふ審議会があるの

す。私はもし真剣にしかも國民の血税をあまり使わないで能率的にやろうとするならば、こゝういふ審議会等に対してこの際配慮されてしかるべきだと思つた。私はこれは誤解かも知れぬし、少し悪口になるかも知れぬけれども、どうも最近政府のやり口を見ておられますと、いろいろの問題にぶつかると、やれ何々制度審議会、やれ何々審議会、その審議を設けて、そつちの藉口して曠日弥久、いたずらに日をかせいでいる。しかも結論は容易に立派なるものは期待できない。それでも政府の方としては、国会の答弁はそつちの方に今諮問しておるからと、そこに逃げ込んできておる。私は今度の場合もその一環という印象を与えられておるといふならば、私は厚生大臣のその顧問制度なり、あるいはまた医療保障委員制度なるものに対してどの程度具體的な見通しなり計画をお持ちになつておるか、その点を承わつておきたい。

○國務大臣(小林英三君) 今の九百万円の予算で社会保険の問題について調査研究をし、計画を立てていこうという、こゝういふ委員につきましては、これは予算委員会におきまして、医療保障委員、そういう仮設的のやうな意味で、いろいろな意味の委員を置こう。それから性格と云ふものを、やはり審議会というやうな、法的に作つてあります審議会というやうな意味でなしに、やはり大臣の顧問というやうな意味で作つておられることは最初から考へておつて、これらに對しては近く具體的に名稱をきめ、また人選等につきましては十分に慎重にいたしまして、今千葉

さんの御心配になつておられるやうな問題につきましても十分に検討いたしました。有効適切にこれの御協力を得ていきたい、こゝういふやうに考へております。

○野本品吉君 今千葉さんの質問が高潮に達してきて、大へん腹くだけをさせるやうで失礼なものですけれども、大本日の委員会の運び方にしまして、時間も大よその見当をつけて進められたらと思つたので、この際、速記をとどめられて懇談の機会をほしいと思つた。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を止め

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始め

○千葉信君 それではもうこれ以上あまり追及しませんが、どうも一方では予算がすでに計上され、国会の審議が終つておる。しかもその予算の使つた方法、具體的な委員会の構想というか、顧問制度の構想というものが、顧問制度の構想というものが、まづまづは疑惑を深めざるを得ぬと思つた。こゝういふことのないやうに一つ今後下帯を締め直して、国会で要らぬこと、私ごとき陣笠から、あつてもない、こゝうでもないと言われたいやうに、一つ厚生大臣、問題全般に對してまじめに取つ組んでもらいたい。私はこれを厚生大臣に要望して一応質疑をやめます。

○委員長(小柳牧衛君) 別に御質疑もなければ、質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと

認めます。これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○野本品吉君 私は自由民主党を代表いたしましたして原案に賛成の意を表します。

○委員長(小柳牧衛君) 別に御発言もなければ、討論は了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。厚生省設置法等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(小柳牧衛君) 挙手総員、全会一致と認めます。よつて本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第四百四條による本会議における口頭報告の内容、第七十二條により議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手續につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願うことにいたして御異議ございませぬか。

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とせられた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名
田畑 金光 井上 知治
遠藤 柳作 木村篤太郎

○委員長(小柳牧衛君) それでは行政機関職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○千葉信君 行政管理庁の当局にお尋ね申し上げますが、定員法の問題を審議するに當つて、一番直接的な關連をもつておる問題は定員外にはみ出ている、しかも定員内職員と何ら変らない勤務の態様、勤務の狀態、學歷、經驗、職務の狀態、まあそれが定員内の職員と何にも異なる多数の職員がいる。定員法が制定されておる一つの効果といふのは、一体政府の職員が何人いるのか、行政機關の中で國の行政に當つておる職員といふのは、ピンからキリまで一体何人いるのかといふことが明らかにされるところに定員法の一つの目的もあるかと思つておる。今、そこでこゝういふ問題に入る前に、私が申し上げたやうな定員内職員と同じ状態におかれておる職員といふのが何人いるのかといふことをまず明らかにしたいと思つておる。行政管理庁の方から出ておる資料によりまして、立法部、司法部、行政部と、これを全部含んで出ておられます数字といふのは、六万一千三百三十八人でこれがその常勤労働者、定員外常勤労働者、それから非常勤の職員と呼ばれておるものもこれまた特別職を除いて五十二万六千九百二十人、こゝうなつておる。その司法部、立法部等を除いての行政部だけの常勤労働者の数といふのは、これは

中山 壽彦 芥米地義三
島村 軍次 千葉 信
野本 品吉

六万六千六百六十二人おります。これは定員内の職員とはほとんど変わらない状態で勤務している。処遇もまたこれらの職員の場合にはあまり待遇上の問題についてトランプは起らない格好で処遇は受けております。そこで問題は、この常勤労働者は当然定員化しなければならぬという点について、これは、まあ行政管理局の方でも二十二回会ですういふお考えだという答弁をいたしておられます。しかし問題は、この六万人の常勤労働者のほかに、行政部だけに存在する一般職の職員、非常勤職員の五十二万六千九百二十二人、一休そのうちそれで常勤労働者と同じような状態にあるものが何人いるか。同じ条件のもとで、身分上非常勤職員というわけで、非常に待遇等も劣悪な待遇をとられている。定員法からももちろん除外されている。その五十二万六千九百二十二人のうち、たとえば建設省は三万一千六百六十人おるといふことになっております。この三万一千六百六十人のうち、一休非常勤労働者と同じような状態において勤務しているもの数というものは幾らあるかという点、二万八千九百九十九人、これははっきりとした根拠に基いている数字です。これは閣部さんも知っている通り、この数字の出どころは、建設省の中における各事業所を全部精密に検査をして調べて、その調べた結果に基いて大体、悉皆調査ではありませぬけれども、人員にして千三百七十人の職員を調査を行なった。ところがそのうちほとんど常勤労働者と何ら変りない状態で勤務しているものが千二百十三人いるという調査報告が出ています。これは

閣部さんも御承知だろうと思う。政務次官ももちろん御承知だろうと思う。それから今度は農林省の関係、農林省では三十九万二千八百五十三人いる。しかしこの数字の中にはやれ農林統計調査員であるとか、それから各種審議会の委員であるとか、技術補佐員であるとか、まあいろいろそういうふうな各項目にわかれておいて、そのうちの全く常勤労働者として勤務しているような職種の人を別にして、まあ常勤労働者という格好で勤務しているもの以外のもを全部はずしてしまつて、そのうちその実態を調べて見ますと、農林本省と、それから食糧庁では七万二千七百五十人のうちに、五万七千七百八十人の常勤労働者と同じ状態の職員がいます。これは同様に農林省関係の各種事業所でも人事院が調査して、百四十五人の職員の実態を調査したところ、そのうちの百四十四人が常勤労働者の結果に基いて弾き出された数字といふのが、今申し上げている七万二千七百五十人のうちの五万七千人です。農林省だけで五万七千名、建設省だけ二万八千名、そのほかあなたの方からお出し願つた資料によりまして、常勤労働者という格好で勤務している職員は農林省では二万一千六百五十八人、建設省では一万一千五百六十五人、どうでしょうか、この数字は、この数字を根拠にする常勤労働者を含んで十五万人の、当然定員内に算入さるべき職員がこんなに悪法の定員法があるためばかりに、まあ法律が悪いのではなくて、あなたの方でその定員を策定する際に、理由のない除外を行

なつてきておるから、こういう格好になつておる。これは一体二十二回会で閣部さんはこの点について何らかの措置をとるといふことを答弁されております。私は行政管理局の長官に來ても、はつきりと一本とらなければならぬといふことは、実はこれなんです。どうですか。この数字はあなたはお認めになりますか。

○政府委員(岡部史郎君) まず、常勤労働者の問題であります。この点につきましては先般の委員会におきましても申し上げました通り、現在の常勤の非常勤職員の中で常勤労働者と類似の職務あるは勤務態度をもつておる者が多いといふことは私も認めます。その点につきましては私も認めます。常勤労働者並みの待遇にしたいといふことは大職省と折衝いたします。また各組合におきましても、非常に強いことについての要望もございまして、結局三十一年度の予算におきましては、常勤労働者を総数一万五千八百名ふやしたいといふことを御説明申し上げました。この一万五千八百名といふのは、大体におきまして非常に重要な言葉であります。常勤の非常勤職員はほぼ半数に近いものを常勤労働者に引き上げたといふことを申し上げました。しかば、常勤の非常勤職員はどのくらいあるかというお尋ねでございます。これは約四万前後と踏んでおるといふことを申し上げたのであります。それに対して千葉さんは常勤の非常勤職員は十二万あるのだといふ仰せでありまして、本日その数字をお示しになりましたが、この常勤の非常勤職員といふのは、言葉自体がわからなかつた同時に、非常勤職員のその実態

につかましても各省あるいは各組合におきまして、これはきわめて形態は把握困難なはずでございます。と申しますのは、この非常勤職員として雇われた者のうち、その一定の勤務条件が半年以上継続いたしました者と一応常勤の非常勤職員とみなす取扱いをしておるはずであります。すなわち、その形態、数というものはきわめて流動的なものであります。しかし、流動的なものであるけれども、一応固定した中心部分がある。その中心部分でできるだけ把握したいというふうな建前から申し上げておるのであります。その数字につきましては、これは千葉さんにもあらためて確めていただきたいと思います。人事院の調査におきましても、常勤の非常勤が何人いるかという線は出ていないはずであります。各組合におきましても、もちろん常勤の非常勤職員が、これこれいふことを申してくるのはあります。その実態はいろいろ私は違ふと思つております。この点はまた時間がございませぬれば、申し上げます。それから常勤労働者といふものが、定員内の職員と勤務の態様、勤務の内容が同じであれば、これは定員法に繰り込むべきことであると思つております。また、常勤労働者の制度をどうするかという点について、これは政府全体として、特に行政管理局とか人事院が研究しなければならぬ問題であるといふことを申し上げます。それに関連いたしましたので、公務員制度調査会の結論も出ておりますので、それをしんしゃくして結論を出さなければならぬことになつてお

ります。常勤労働者が定員法内の職員と同じであると認定される場合におきましては、これは定員法内の職員に入れるべきであるといふことは当然認めております。現に郵政省のこの郵便事業に従事している者、電話交換に従事しているような者は、これは郵政省を構成する職員と見るべきであるといふので、これはほとんど定員法の中に繰り入れておられます。郵政省に關する限りは常勤労働者といふものは現在おられません。と申しますのは、これは一昨々年約一千名だつたと思つて、それをその後のこの点は解決いたしております。その後業務量の増大に應じて出て参りますものはほとんど定員の中に繰り入れておられます。これは繰り入れなければ、郵政省におきましても常勤労働者という形態が発生してはならずでございます。そういうことによつて解決しているわけでありませぬ。しかし各省におきましては、これはたとえ恩給局の業務なんかを見ればわかりませぬ通り、現在臨時的な恩給業務に従事しているものを恩給局の職員の中に繰り入れるべきかどうかといふことについては検討の余地があると思つております。いちいち例を上げますと長くなりますが、そのような考えでおりますので、さらにお尋ねによりまして詳しくお答え申し上げます。

○千葉信君 そういふ答弁じゃだめだ。その郵政省がどういふふうな組みかえたか、恩給局がどういふふうな組みかえたか、これは私知っています。恩給局なんかは定員内にしたのじゃなく

て、常勤労働者にするという措置をとられたことも私は知っております。私のお尋ねしているのはそういうことじゃなくて、今あなたはこの常勤労働者はなるべく定員内職員に切りかえることにした、こう言われますけれど、しかし今回一体どれだけの人員が定員内の職員に組みかえられたか、これはこの定員法で明らかだ。今度の新しい定員法で明らかだ。差し引き増減幾らかということはこの定員法の中ではっきりしている。五千人そこそこ、五千人そこそこというのは、その五千人の職員と同じように扱われる資格も持っているものがその他にも六万六百人いる。あなたが言ったのはそのうちのたった十二分の一なので、あとの十二分の一に対しては一体どうするかという問題が当然起ってくる。そのほか常勤労働者でない、いわゆる常勤的非常勤と呼ばれるそのケースの中に一体どれくらい常勤労働者と同様な職務の内容、勤続の形態、こういう同一のケースによって判定される必要がある非常勤職員が幾らあるかということについては、私はこの前十二万人ということを書いて、私はこの前十二万人という調査に言いましたが、実はその正確な調査によりますと多量のもので、いいですか。今私は十五万人と推定される。そのうちのどうしてもしやらない事実については、これは私の推測じゃなくて、行政措置の運用に関する判定を人事院が行なった、その人事院の行なったやつは、これは建設省と農林省に対して行われた。いいですか。そのうちの建設省における千三百七十人の非常勤職員に対して実態調査を行なったところが、常勤労働者と

ちつとも変らない状態において勤務しているものが千二百十三人いるから、こういう状態で放置することは、これは不当だから政府としては、これに対して適切な措置を直ちに講じるという判定が下された。そういうことになりますと、千三百七十人のうち千二百十三人が常勤労働者と同じだということになると、さき申し上げたように、いろいろ角度から検討してみても、当然その非常勤職員として扱われて差しつかえないような職員は別に、どうもあやしいと思われる非常勤職員だけを、常勤労働者と同じような格好になるのじゃないかと思われ数字を捉えてみたところが、それが三万一千六百六十人いる、それが建設省だけでですよ。そうすると、これは千三百七十人のうちの千二百十三人だから、七万一千六百六十人ということになると、これはその割合で計算をしていきますと、二万八千九百人建設省だけであることになる。これは実態調査に基いて調査の結果判定されたもの、その割合を、それと同じように勤務している非常勤職員に当てはめて計算することは当然じゃありませんか。それ以外に大体推定の方法ないでしょう。その方法によって計算されたものが建設省だけで常勤労働者以外に、それと同じような格好で勤務している者が二万八千人いるということがはっきりしている。そのほかに、建設省には常勤労働者が一万一千五百六十五人いるのです。これは四万人じゃありませんか。そのほかに同様なケースで調べたものが、農林省の関係では、常勤労働者以外に非常勤労働者と同じ格好で勤務している非

常勤職員が五万七千八百八十二人。たった二つだけでもこうですよ。これは私はこれ以外の数字をここで出さないのは、できるだけ正確を期さなければならぬし、そのためには、実態調査を行なったその判定に基いて計算をするということが、問題をより具体的にすると、思うから、それ以外の数字は出さないだけで、これ二つ合せただけでも、ここに八万人という数字が出てくるじゃありませんか。建設省、農林省以外の常勤労働者に該当するものは別にしても、常勤労働者とこれとを加えますと幾らになりますか。十四万人じゃありませんか。十四万人もいるところへ、あなたが今度措置をとられた数というののはたった五千人じゃありませんか。それじゃ二十二国会であたががまあ一生懸命おやりになったということも私も認めるけれども、しかしこれにして、この前の国会で答弁されたその約束とあまりに食い違ふ。何ら論も私は言え言えと思ふ。あなたはこの数字をお認めになりますか、なりませんか。

○政府委員(岡部史郎君) お答え申し上げますが、千葉さんのお述べになりました点につきまして、決して私、頭から否定するわけじゃございません。(千葉信君)否定なんかできないはずだと思ふ、君(と述ぶ)そういう見方があると思いますが、それはごもっともでございますが、しかしまたこういう事実もあるわけでありまして、常勤的非常勤職員が多数おられるのは、これは建設省と農林省と、それに次いで運輸省、この三省が多いわけでありまして、建設省におきましては、その常勤的非常勤職員

というものの数につきましてはいろいろ見方がありますから、千葉さんの数字を一応取り上げてよろしゅうございませうが、その常勤的非常勤職員の中から、来年度におきましては、五千四百三十五人を常勤労働者に取り上げたという政府側の努力も一つ御了承いただきたたい、こう思う次第でございます。

それから農林関係につきましては、そのうちの一つの形態は、食糧関係の検査員関係の職員がおそらく私はその中に入っておられるのじゃないかと思ふ。それ以外ですと、農地関係と林野関係、これが大部分を占めようと思ふ。これにつきましては、やはり常勤労働者にしなればならぬ部分もありまますので、その中からは食糧庁をもしも千葉さんが要らぬとおっしゃるなら申し上げませんが、林野庁関係では三千五百五十二人の常勤労働者、それから農地関係では農地関係を含めまして他の分もあると思ふが、農地関係で千三百人の常勤労働者がいた、すなわち常勤的非常勤職員というものが、年々その仕事も固定化していき、そして、従ってそれを常勤労働者に取り上げていかなければならぬというものは認めます。従いまして常勤労働者というものが現在におきましては、これは二十五年から発生している一つの公務員の種類であります。これが現在においては六万に達してきているというものは、これは否定できない公務員制度の一つの事実でございます。この事実を何とかしなければならぬという問題は、これは私ども真剣に考えている問題なのであります。これは公務員制度全体につながる問題で

ありまして、時間がありますならば、これは世界各國の例も、こういうものをどういうふうにして世界各國は扱っておるというのを申し上げてもいいかと思ふますが、そういう問題で千葉さんも私どもの努力を認めていただきまして、一部分ずつ一つ手をつけておるというのを御了承いただきたく存じます。

○千葉信君 まあ努力は私も認めるにやぶさかではありませんが、常勤労働者の関係だけからいえば、十二分の一という努力ですから、私はその十二分の一しか努力は認めない。そのほかにも非常勤労働者は倍以上もおるから、そうすると、あなたがたの扱われた努力というのが四十分の一ぐらいいか努力が扱われなかったということになるわけです。全体のケースからいえば、そんな感謝しろと言つても、そんなに簡単に感謝はできない。(笑声)数字の上からそうなると思ふ。

私は岡部さんにこれ以上この問題でどうこうと言う必要はないと思ふけれども、あなたの方ではどういふふうにお調べになって言っておられるか知りませんが、私は全部良心的立場に立つて調べておきます。それから今あなたのお話になりました農林省関係の分につきましては、たまたま統計調査員であるか、あるいは普通いわれる労働者であるとか、あるいは全くの労働者、それから審議会の委員とか、こういう関係は全部オミットしておるのです。全然入れない。林野庁でもそうです。そういう格好でできるだけ自分で信用できるその数字を調べ上げた結果がさつき申し上げたように、建設、農林だけで八万

人、常勤労働者はそのほかに六万人以上おるのである。これが一つ定員法のこの採決に入る前に、この前岡部さんから約束していただきましたけれども、残念ながらその約束は四十分の一しか果たされておられませんから、こんな格好では絶えず問題になる。そうしてまた今度も三十一年度の予算を見ましたも、もう極端な例が出ております。定員内の職員を常勤労働者に切りかえるような措置が予算上とられておる。その他地方自治体に対する交付金の関係では、今まで人件費補助という格好で交付されておつたものが、今度は事業費に切りかえられて事業費の補助になつておる。そうすると、この前、定員内から地方職員の場合には、常勤労働者もしくは非常勤職員に落ちるといふ、根本の予算の立て方がそうなつておりますから、そういう事実もお認め願いたい。これではこのままこの法律案をここで採決に入る前に休憩して、委員を動員して、そうしてこの法律案を採決するといふことはちよつとむずかしいと思つております。〔博學は認めよ〕と呼ぶ者あり。公務員の問題を取り上げる際には、この問題をやらなければだめですよ。真剣にこれは考えなければならぬ。

○政府委員(岡部史郎君) 繰り返して申し上げますが、今の公務員制度におきましては、結局定員法の規定しておる一般職の職員のほか、常勤労働者と似たような制度ができて、さらにそのもとで勤務形態が固定しないものとして常勤的な非常勤職員、それからさらに純粋な非常勤職員、それらからさらに純粋な非常勤職員というラスの非常勤職員というように形態が出て参ります。これをひっく

るめまして国家公務員と称しておられますが、これらをごとく規定するか、その待遇について、待遇と申しまして、これはそれぞれの職員の一生にかかわる継続的な問題でございまして、それらにつきましまして慎重に考えなければならぬ問題が起きて参りますので、それで戦後の公務員制度は非常にむづかしくなつてきた。これをどう変えるかといふことにつきましても、これはやはり世界各国の制度とある程度まで歩調のそろつたような変え方をしなければなりません。昔のように、単に官更という種類に何万人にとどめてしまつて、そのほかは予算措置にまかせるというふうな逆行といふことは許されぬと思つておられます。もう一つ考へあわせながら、この問題は真剣にやつていかなければならぬ問題だ、こう考へておられます。

○千葉信君 今の答弁、だめですよ。あなたがそういう認識をもつておられるか、それとも知つていながら今のような答弁をされたか、非常に不可解に思つておられます。あなたはその策定によつて、その後どういふ形態が生じたといふことをいわれますけれども、これはなぜ生じたかといふと、定員法の策定に當つて、最初から無理な定員法を制定した。そのために、その定員法の中に、二カ月以内の期間を定めて雇用される職員を除くといふ条件を制定の際に入れた。そこではみ出た職員に対しては、二カ月以内の期間を定めて雇用される職員については、この範囲でないといふところに皆押し込めた。それが常勤労働者じゃありませんか。しかもその常勤労働者を定員内に入れることを怠り、それと同時に、さつき申し上げた業務費、事業費等がまかなくなつてきた職員をそのまましておいた。そのままにしたといふことは、はじめからそういう形式をとらなければならぬ格好で定員法が制定されたことに問題がある。

○政府委員(岡部史郎君) 常勤労働者というものが、定員法制定の際におきましては、すべての常勤労働者のものは一応全部定員法の中に入れておいて、二カ月以内の勤務形態をもつものは、これを定員法の中に入れておかないのは無理だろつといふことで、これを除いたわけでありまして、それがだんだん勤務の形態が長くなつてきたから、こういうことになりまして、しかし現在の形におきましても、二カ月以内の期間をもつて雇用するといふ勤務形態をとる必要はありますので、この形態を廃止するわけにはいかぬ以上、これと同じ種類の職員が出てくるということ、これは避けられせんから、この問題をどうするかといふことが、今後の問題であるといふこととあります。

○千葉信君 行政管理庁がそんな実情を知らないようなことじゃ困ると思つておられます。あなたも知つておられる通り、あの定員法の制定当時にかいたくさんの職員が首切られたか。しかもその首を切つた後、定員法の中に二カ月以内の期間を定めて雇用されるものは除くとなつておる、それを利用して各省庁は全部その自分が首を切つた職員をあつからあつから入れて使つておる。ですから常勤労働者といふものは自然発生的なものではなくて、初めからどうにか仕事をするために所要の人員だから、それを定員法でしばられたものだから、それ以外の必要な人員については常勤労働者という格好で、そのままおいたといふのがさうじゃありませんか。自然発生的じゃないです。そんな答弁じゃだめです。

大臣にお尋ねいたしますが、昨年の二十二国会で定員法が審議されましたときに、その定員法審議の一番重要な問題になつたのは、常勤労働者を定員化しなければならぬといふ問題、それから常勤労働者でない常勤的な非常勤職員のうち常勤労働者と同様の形態で勤務をし、同様の資格を持つておるものに対するは、これを定員化すべきだといふのが大きな問題です。当時の内閣委員長等も、内閣委員会としてはこの問題について小委員会を設けて真剣に取り組んで解決しようじゃないかといふ、そういう意見を出されておる。そこでその最後には、ここにおられる野本議員の提案で、ここにおられる野本議員の提案で、ここに現在行われておるのです。現在、行政機関職員定員法のワケ外にある常勤労働者及び非常勤職員の中には、その職務の性質、勤務の条件等において、定員法による相当多数含まれておる。従来、政府は、これらの者の処遇について、早急に検討を加へ、適当な対策を講ずる旨言明したにもかかわらず、いまだ今日に至るも、何らの措置を講じていないことはまことに遺憾にたえない。政府は、すみやかにこれらの職員の処遇について、根本的検討を加へ、具体的措置を講ずべきことを要する。右決議する。同時にまたこの委員会の席上で岡部管理部長から、実際に実情はわれわれの心配している通りであるから、

これらに対しては当然政府として適正な措置を至急講じなければならぬことは当然でございまして、こういう答弁がその採決の当日、六月三十日に行われております。そこで、今度までの定員法の改正案が提出されましたので、一体この問題についての措置はどうかといふことについて、ここがやはり議論の中心になりまして、そこで一体現在の非常勤労働者それから常勤的な非常勤のうち、常勤労働者と同じような仕事をしておる者、従つて政府としては定員として改訂を要する職員の状態は一体どれくらいあるかといふことについて、今ここで質疑応答を重ねたわけです。そして私の方からはっきりと行政管理庁の方から出た行政部の中における当然その定員内に入らなければならぬ六万六千六百六十二人のほか、大体推定十二万人の常勤的な非常勤職員、これはもう仕事の態様においても何においても常勤労働者と同じでも変らない状態に在る職員だから、これと合せて定員化する措置を政府はとらなければならぬといふべきではないか。その数字を申し上げました根拠は、私ははっきり調査を完了しておるものを基礎にし、たとえば農林省等におきましては、これは河野さんも御存じでしょうが、農林省等におきまして人事院の方から不利な処分に対する、不公正な扱いが行われた。そのときの調査を基礎として、農林省の中にはそういう関係の職員といふのは五万七千八百八十二人いる、それから同様に建設省の関係では二万八千九百人いる、常勤労働者をして扱うべきものが、さうすると、この二つの省だけで八万人いるということにな

る。これはその他の官庁の推定で十二万人と申し上げております。これとあなたの方からいただいているこの資料の常勤労働者、六万人の数と合せますと、これはただちに定員法でもって考慮を加えなければならぬ職員の数に十八万人いる。従来政府の方でも、国会の付帯決議もあることであるし、それから行政官庁が国会において行なつた答弁の経過もあつたし、今回のこの定員法の改正は別として、私はこれに對してやはり政治力の高い河野行政官庁長官に對して明確にお約束をとりたい、一札をもらつてからでなければ、この定員法は通せぬ、こういうことでおいでを願つたのですが、長官いかがでしょうか。

○國務大臣(河野一郎君) お話になりました御趣旨は私もよくわかります。私も農林省の所管もいたしておりました。林野庁、農地局等にその種の職員がおりますことを常にどうしたのかというふうなことを考へておるのでございます。がしかし、一面から申しますと、先ほど閣下委員の申しましたように、全然そういう臨時のものがない、いいわけでもないと思つたのであります。従いましてお話をいたしました御趣旨もわれわれとしては十分納得もできますし、また閣下君の答えましたこともそういう面もあるということだと私は思つたのであります。それはそれといたしまして、今お述べになりました御趣旨は、私といたしましては、今回の追つて御審議をいただきます行政機構の改革につきましても、本来国民の大部分の人が、行政機構の改革をする政府は言うのに、人員整理のない行政機構の改革があるかということをお非

常に強く非難しておられます。ところが私が思ひますのに、現在の国内の各般の情勢から見まして、今、一方において行政整理をして、人員整理をして、一方において失業対策をして、そういう事態をやることが是非かというふうな諸般の情勢を勘案して、さうあたり急いで国民の諸君に、課がたくさんあつたり、もしくは窓口が多かつたりするような迷惑をかけておる。それから不必要なものというものはこの際すみやかに整理するが、しかし戰場を持つて協力願つておられる人については、これをまた有効に使う方法もあるというふうなことで、今回の行政整理、機構の改革には人員整理はいたさないというので、これも不徹底のうらみはあるかもしれませんが、その方向をとつておるわけでございます。従いまして、今回政府として近日のうちに提出しようとしたしております行政機構の改革につきましても、今のようなのと逆な面があるわけでございます。しかしこれは引き続き第二次におきまして、三公社五現業というもののあり方についても根本的に、これを民間に移すべきか、さらに政府がどういうふうな方向にいくべきか、現在のままでいくべきかということについては、だいたい国民各層に御意見があるわけでございます。従つてこれを政府におきましては十分に検討を加えまして、将来の方向を明確に定めて、その上でこの問題を取り扱つていきたいと、こう思つておるわけでありまして、いづれ今の話の点は、大体申しましたのに、三公社五現業と見られるものに非常に多うございませう。で、さう

も、これらの点をどうするかということとあわせて、もちろん御指摘の通りと同じ職場に同じ仕事をしておる者が、一は定員の中に入つておらない、待遇が違ふというふうなことのあり得べきものではないのでございませう。これは明確にしなければならぬことは当然でございます。さういふ時期に一つ抜本的にやらなければならぬと、こう考へて、ただ、いたずらに時をかきおとすということではないのでありまして、そのときには当然これはあわせて考へたい。しかしそのときの社会情勢が、まだ今のような失業者がますますふえるというふうなときにみだりにやるべきじゃないと思つたので、そのときにはそのときのことがあるでございませうが、一応私としては今申し上げたように考へておる次第でございます。

○千葉信君 今回の行政機構の改革に當つて、最初から河野行政官庁長官は、現在のような社会状態の中にこれ以上失業者をほり出すようなことはできないという態度を明確におとりになつて、そして行政機構の改革に當つては全く特異な例という状態で今回の行政機構の改革が最初から考へられておること、私は大いに長官の政治的センスの高さを買つております。ですから、それは私は全然異存はございません。それからまたもう一つは、三公社等のあり方について政府はこれに検討を加えようとしておられる、その態度と私はその努力を大いに多ういたします。当然放置すべきじゃなくて、最も国民の要望に沿うような形で機構を作りかえていくことは、これ

はいかなる政府の場合にも当然の責務だし、当然やらなければならぬ仕事ですから、私はその方向に進むことも賛成でございます。ただし、先ほど来私が申し上げている話の中に、常勤労働者の非常勤職員の問題がございましたが、

〔委員長退席、理事野本吉君着席〕
河野さんは、その最も多いのは三公社等の関係に見受けられるというお話でございますが、実は私が先ほど来申し上げておる十八万人という想定の中には、その公社の職員は全然除外されておる。ですから全くの政府機関の内部です。行政機関の内部です。一般職、それから一般職の中で現業に従事しておる郵政、全農林とか印刷とか、こういうところだけのワケ内でのこれは数字なんです。さうして将来もしも行政機構の改革、もしくは人員整理等の問題が起つても、社会不安の状態が今日のような状態であるならば、首切りをやるべきでないという河野さんの御答弁に、私は大いに敬意を表しますが、しかし一面から言つて、それは別な、今私が申し上げておる常勤労働者の非常勤労働者、非常勤職員の中の常勤労働者に該当する職員の定員化という問題は、その待遇の問題とも関連して考へなければならぬし、それから実態は私が申し上げたような状態であるのに、国民は行政機関内に従事する職員の数は定員法で規制された数だというふうな勘違いしておる。これは私に言わせると政府の一つの細工です。これはやはり国民が自分たちの血税がどういふふうにかその職員を採用する場合に使われておるかということをお

明確にする立場から、定員法は適正なものに直さなければならぬ。それからもう一つは、こういう格好で定員法が制定されて、無理なやり方で職員が勤務しておる結果として、河野さんも御承知のように、たとえその政府職員としてのほつきり身分の保障を受けていない非常勤職員が毎年毎年新しく、しょっちゅう採用されておるといわれるその職員が、当然国家公務員として責任を持たなければならぬ食糧検査なんか、検査証を借りて従事しておる。検査証を貸してさういふ仕事をさせておる。それから通信の秘密を守らなければならぬという国家公務員としての当然な責務があるにかかわらず、国家公務員でない請負でもつてさういふ仕事が行われておる。つまり個人の通信の秘密を侵してはならないという大原則が、国家公務員でない者に扱われるという格好で仕事が行われておる。これではいかぬと思つて、ですから、この点については私も河野さんから明確にその時期等についても、たとえ次の国会等の場合まで何とかなつておるような明確な答弁を私はこの際聞いておかなければ、どうも今、定員法が上がるか上らないかの境です。そこまではやはり私は明確にしたいのでございませう。

○國務大臣(河野一郎君) 私は全く同感でございます。私自身もすみやかにやらなければならぬと思つておるのでございませう。が、しかし、何分にも非常にむずかしい問題でございまして、さう何もかもできるものではございませぬから、やる決意は十分持つておる

第一節 内閣委員会会議録第二十一号 昭和三十一年三月三十日【参議院】

責任においてできるだけ努力はいたしますが、その方向で今自分は進もうとしておるのでございますから、どうか御了承願います。

○理事(野本吉吉君) この際、委員の交更がありましたから、御報告申し上げておきます。

植竹春彦君が辞任されました佐野廣君が、長島銀藏君が辞任されました伊能芳雄君が、それぞれ補欠に選任されました。御報告申し上げます。

○千葉信君 私はただいまの河野行政管理庁長官の御答弁に対して、その誠意と高い政治力に期待をかけて承りました。どうぞ一つ長官もがんばっていただきたい。

○国務大臣(河野一即君) できるだけ努力いたします。

○田畑金光君 昨日、宇都宮政務次官に質問いたしましたので、およそ政府当局の行政機構改革に関する熱意については承知しておりますが、この際、担当大臣の河野さんにあつたため決意のほどを承わっておきたいと思つて、それは前国会の折に行政機構の改革に關しまして河野担当大臣から強い決意のほどが表明されたわけでありま

す。今、御説明がありましたように、行政機構改革は人員整理を伴うものではないということ、さらにまた機構改革の成案を得ることについて、行政機構の構成を一新し、さらに各層の学識経験者に参加していただいて權威ある行政審議会を構成し、その答申を待ち、おそくも二月中には国会に機構改革案を上程したい、こういう河野さんの決意が明らかにされたわけでありま

す。そういう政府の準備手續を経まして、二月二十三日に行政審議会会長の阿部眞之助氏から行政管理庁長官の河野さんあてに答申が出ています。約東の二月末に提案されるということは、これは技術的にも無理であったと考えますが、もうすでに三月も終ろうとしていくわけでありまして、ところがこの間、行政機構改革の問題についてはいろいろ政府の中において、あるいは与党の中においていろいろ意見があるように、われわれは新聞等を通じて見ているのであります。事実はそうではないと思つて、この機会に一つ河野さんの面子を傷つけてやろうというような話も聞いておりますが、まさかそんなことはないと思つて、そこで私はこの問題に關しまして、担当大臣としては、前国会の約束についてこれからどう処理されようとする御方針であるか、承わりたいと思つて、

○国務大臣(河野一即君) 実は昨年委員会の改正を御決議いただきましたので、新しい委員もお願ひいただきました。鋭意努力いたしましたので、御承知のとおりでございます。御承知の通り行政機構を改革いたしますことは、これまでしばしば行われたことと、私といたしましては、従来の研究調査の資料もございまして、これらを参考としてもう一べん検討するのであるから、結論が比較的出やすい、こういうふうな思つておりましたところが、なかなか初めて手がけてみますと、事情が違ひまして、回を重ねてやればやるほどだんだん原状に復するよ

うなふうになるようなことを初めて知つたわけでありまして、なかなかもの改革というものはむずかしいもので、初めは皆そういう意見を持つておりますが、話し合つて意見を交換して、うちに、だんだんあつて下つてしまつて、まあそれならあれもやめておいたらどうだ、これもやめておいたらどうだというふうになりがちのようでございますが、しかし委員各位の非常な御熱心によりまして、第一の答申といたしまして、皆さん御承知の通りの答申案をちようだいたいたしました。従つて政府といたしましては、また私といたしましては、引き続き第二次の諮問もいたしましてやるつもりでございますが、さしあたり今国会には、第一次答申をいただきましたものにつきまして、これを法律案化したしまして、そして御審議を願うという含みで、御承知の通り与党の調整をいたし、政府内部の意見の調整を鋭意努力いたしました。なかなかいろいろな点で、個々のこまかな問題で意見の一致を見るのが困難な問題が多いのでございます。しかしさうやく本日の閣議におきまして、大体答申案の精神を尊重いたしました要項を各位の御承認を得ましたので、これをおそく来週の日曜日までにはある程度のもので法案ができるのじやなからうか、そうしてなるべく取り急いで国会に提案をいたしたい、特別支障のない限りそういう繰進進みたい、こう考へているわけでありまして、

○田畑金光君 行政審議会の答申は六項目に分れておるわけでありまして、その第一がトップ・マトリジメントの機構改善、第二が総理府、第三が人事

行政機構、第四が予算編成機構、第五が地方行政機構の強化、第六が貿易行政機構、以上、六つに分れておるわけでありまして、ただいまのお話によりますと、大体行政審議会の答申案を尊重して、来週中には成案を得て国会に提出したい、本日の新聞を見ますと、昨日河野行政管理庁長官と岸自民党幹事長との話し合ひで、行政機構改革につきましても提案をなすことについての意見の一致を見たというようなことも出ておりますが、今日の段階において与党との調整はついたかどうか。さらにまたこの審議会の答申の国会に上程される方針でありますか、それを伺いたいと思つて、

○国務大臣(河野一即君) たいまお示しになりました点のうちで、貿易庁の設置につきましてはなお検討する部面がございまして、貿易関係の委員

○田畑金光君 これは先ほどの新聞だったと思つて、機構改革の提案をされることについてはいろいろないきさつがあつて、相当プレーキがかつておることをわれわれは見ているわけでありまして、それは、一つは与党の内閣におけるいろいろな考え方からくるプレーキもありましようし、あるいは先ほどの大臣の説明にもありましたが、こういう機構改革になって参りますと、どうしても後退する。いわゆる膨大な官僚機構からくるプレーキも

あると、こう見るわけでありまして、そういうようなことはさておき、行政機構の改革の問題が出て参りますと、どうしても重要法案の審議というものが影響が及ぶだろうというようなことで、新聞の報道によりますと、自民党の参議院の代表の木村篤太郎、青木一男両氏等が水田政調会長らに対し、行政機構の改革案を上程することはこの際芳しくないだろう、その他の重要法案審議の上からいってよろしくないだろうと、こういうようなことで、まあこういう国会のかけ引きの点からも機構改革案の上程についてはいろいろな動きがあると、こうわれわれは見ているのであります。さういふような諸般の情勢にかかわらず、政府としては公約に基き、現内閣の内政政策の三つのうち、一つが行政機構改革の問題でありましたが、さういふ公約の手前、諸般の情勢がどうあるとも、今国会に必ず提案する、さういふような決意でおありかどうか、あらためてもう一度お尋ねいたします。

○国務大臣(河野一即君) 会期も半ば過ぎておりますし、しかも参議院、衆議院ともに重要法案が非常にたくさんまだございます。ことに参議院の内閣委員会にはいろいろ重要法案のたくさんかかりますので、非常に御迷惑と思つて、この行政機構改革の案につきましてもぜひこれを一つ御審議を願つて、なるべく早く国家のために実現したい、さう考へておりますので、先ほど申し上げました通り、本日の閣議で大綱をきめまして、さうして法案の成文化に着手して、取り急いでやっておるわけでありまして、

あると、こう見るわけでありまして、そういうようなことはさておき、行政機構の改革の問題が出て参りますと、どうしても重要法案の審議というものが影響が及ぶだろうというようなことで、新聞の報道によりますと、自民党の参議院の代表の木村篤太郎、青木一男両氏等が水田政調会長らに対し、行政機構の改革案を上程することはこの際芳しくないだろう、その他の重要法案審議の上からいってよろしくないだろうと、こういうようなことで、まあこういう国会のかけ引きの点からも機構改革案の上程についてはいろいろな動きがあると、こうわれわれは見ているのであります。さういふような諸般の情勢にかかわらず、政府としては公約に基き、現内閣の内政政策の三つのうち、一つが行政機構改革の問題でありましたが、さういふ公約の手前、諸般の情勢がどうあるとも、今国会に必ず提案する、さういふような決意でおありかどうか、あらためてもう一度お尋ねいたします。

どうかよろしく一つお願いしたいと思ひます。

○田畑金光君 さすがに河野担当大臣の政治力で押し切られたのだと、こう思ひますが、出てくる案については、内容を見ないと御協力していかどうかわかりませんが、それはさておきまして、この間の、過般の審議会の答申は、第一次の答申になるのかと思ひます。答申書の冒頭に含まれるが、「今回の答申に含められなかった社会福祉行政機構、交通行政機構、地方出先機関の改革及び行政事務の整理、行政運営の改善に伴う行政機関内の部課の整理等については、引き続き審議の上答申する予定である」と、こういうことを申しておられるわけですが、この審議の上答申した第一の行政機構改革の答申については、政府は、行政管理局といたしましては、期待されておられるのかどうか、この点に関する行政審議会の審議あるいは答申に關しまして、担当大臣としてはどのようにお考えになっておられるのか。

○國務大臣(河野一郞君) それは先ほどお答え申し上げました通りに、引き続き審議会の開会をお願いいたしまして、今お話しになりました点について御答申を得たいと、こう思つております。

○田畑金光君 第二次の答申の内容の中には、「行政運営の改善に伴う行政機関内の部課の整理等」、こう掲げられているわけでありまして、ところが昨日から本日にかけて定員法の審議の中で明らかになりましたことは、すでに閣議決定も見ておられると思ひますが、今回政府においては各省庁の課について二

割削減の措置をとられておられるわけでありまして、ことに経済企画庁とか行政管理局等については五割ないし六割の削減を行われておられるが、今回政府のとられたこの課の整理と、今私に質問いたしました、これから行政審議会で十分行政運営の改善に伴う行政機関の中の部課の整理等について検討してもらおうというこの点とは、どういふ關係になるのか、この点伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(河野一郞君) 今お話しになりました行政審議会で部課の整理等を御審議願ひますのは、出先機関等も含めて全面的に機構の点について御審議を願ひ、こういうつもりでおります。今、政府が四月一日から実施したそうとするものは、本省關係のいわゆるトップ・マネージメントの思想と相関連いたしました、さしあたりこれを実行したいと、こういうことでござい

○田畑金光君 先般の行政審議会の審議された事項というものは、承わると、政府当局、あるいははつきり申すと河野行政管理局長官の構想として今度の国会に提案したい、こういう事項に限つて質問をされたとわれわれは聞いておるのであります。世にいろいろ今日まで伝えられて参りましたことは、たとへば現在の防衛庁を国防省に昇格せしめる。総理府の外局として防衛庁が設置されておる。もうすでに本年度の予算が通りまると、防衛庁の自衛官職員というものは二十一万名を突破する膨大な組織と機構と陣容を持つておられるわけでありまして、こうなつて参りますと、当然これは独立の省として、名実ともに軍備体制を確立され

ることにならうと思ひし、またそのように体制を確立しなければ、どうも総理府の外局としての防衛庁というものは、法制上から見ても、實際上の点からいっても不似合いな状況になつてきておられるわけでありまして、こういう、その一例を申し上げたわけでありま

○國務大臣(河野一郞君) 審議会にはそのお手元にあります冊子にもあります通り、私の諮問は総括的な諮問をいたしておりまして、今の答申は、審議会の自由な立場における御審議の結果の答申でございまして、そう仰承いたしたいと思ひます。

○田畑金光君 いろいろこの答申の内容に關する質問は、答申に基いて今後機構改革の具体的な法案が提案されましようから、その節いろいろ御質問することにしたしまして、ただ一つ、私は今度政府が積極的な熱意をもって取り上げられておるその中に、人事行政機構の問題があるわけでありまして、要するに國交権を持たない、従つて当然罷免権を持たない一般職の公務員のために、人事院制度というものが設けられたわけでありまして、今回の人事行政機構改革によりまると、大き

く後退するとわれわれは見えておるわけでありまして、この点に關しまして、一般職公務員の身分待遇、労働条件の維持向上という点から見ましたとき、私は大きな改悪案に発展するであろうと見ておるわけでありまして、こういう点に關しまして河野大臣の考え方のほどを承わつておきたいと思ひます。

○國務大臣(河野一郞君) それはいろいろ御意見とか見方とかいうようなものがあるかもしれませんが、私は少くとも従来の、人事院が勧告をいたしたとしても、その勧告を受け入れないで来たような勧告、そういうふうに従来なつてきたようなものであるならば、そういうものは必ずしも制度だけ、機構だけ、もしくはそういう姿だけありまして、これは決して私はいいものじゃないのであつて、むしろその制度がそのまま必ず実現されると、そこに公務員諸君も安心感を持たれるということにはいたした方がいゝのじゃないかというふうなふうに考へておるわけでありまして。

○理事(野本吉吉君) それでは別に御発言もなければ、質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○理事(野本吉吉君) 御異議ないと認めます。

○千葉信君 私は本法律案に賛成をいたします。しかしながら、委員会の審議においても明らかにされましたように、定員法改正案につきましては諸般の問題を含んでおり、特にその中にございまして、現在の定員法の制定当時

に端を築する組織上の矛盾撞着、悪弊がそのまゝ今日に及んでおるところの常勤労働者、非常勤労働者に対するこの適正な対策ないしは定員化、もちろん処遇等の問題にも関連してその措置がとられなければならないにかかわらず、二十二国会において政府がわれわれに答弁いたしましたその内容とは必ずしも合致を見ない改正案が提案されるに至りましたことについては、遺憾千万と申さざるを得ません。特に政府の資料によりまして、当然定員化されるべき状態において勤務しているところの常勤労働者の数が、行政各部内に六万六千六百六十二人存在するといふこと、それからそのほかに、これまで定員法内の職員、常勤労働者と同じに一般職の職員であり、国家公務員であるところの非常勤職員の数は、これまた行政各部内に五十二万六千九百二十人存在している。しかもこの五十二万六千九百二十人のうち、特に農林省關係等におきましては、その非常勤職員の数が三十九万二千八百五十三人存在している。その中でも常勤労働者と全く同一と認められるもの、単なるこれは推定ではなくて、昨年の二月十二日に行政措置の要求に關する判定として、人事院が実情調査をした結果に基いて明らかにせられた非非常勤職員のうち、常勤職員と全く変らない職員割合七七八〇という状態からいひまして、農林省關係では五万七千八百八十二人の常勤労働者に該當する職員が六カ月をこえて継続勤務しておる。同時に建設省におきましては同様な職員の数には二万八千九百九十九人存在するといふこととございまして、従いまして、その他の各省庁等を集計いたしますと、

信すべき数字としては、十二万人の常勤労働者に対応する非常勤労働者が六カ月以上の勤続年数を有しながら、しかも非常勤に待遇等におきましても不当な待遇のもとにおいて処遇せられておる事実がございます。従いましてこれらの非常勤労働者のうちの十二万人、さらに常勤労働者として、これまたわれわれとしては定員化すべき筋合の職員に對して不当な取扱いが行われており、かつこれらの十八万人の職員を加えた現在の定員外の人員の数そのものが、これが実際は行政各機関内における政府職員であり、国家公務員の数であるという立場からいたしますると、現在の定員法そのものは国民を購着するものであります。

〔理事野本品吉君退席、委員長長着席〕
血税をもって公務に担当せしめておられるこれらの職員の数が、国民の判断を誤らしめるがごとき状態において制定せられておることについては、これはわれわれとしては承服しがたいところであり、従いまして委員会における審議におきましても、この点について河野行政管理庁長官に対して質疑を行い、同長官よりその事実について率直にこれを認めて、近い将来これの解決のために善処するという約束東がありましたので、私どもは問題の解決を後日に延ばして、一応この際、本法律案の成立に賛成をする次第でございます。

以上です。
○委員長(小柳牧衛君) ほかに討論ございませんか。——別に御発言もなければ、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認めます。
これより採決に入ります。行政機関職員定員法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を可とされる方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(小柳牧衛君) 総員挙手、全会一致でございます。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第一百四条による本会議における委員長長の口頭報告の内容及び七十二条により議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例によってこれを委員長長に御一任願うことにいたしまして御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。
それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名
田畑 金光 廣瀬 久忠
佐野 廣 木村篤太郎
遠藤 柳作 井上 知治
中山 壽彦 芭米地義三
伊能 芳雄 千葉 信
島村 軍次 野本 品吉
○委員長(小柳牧衛君) 本日はこれにて散会いたします。
午後四時二十九分散会
三月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、憲法調査会法案(衆)(予備審査のための付託は二月二十日)
一、厚生省設置法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月五日)
一、労働省設置法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十八日)
一、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十日)

三月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、通商産業省設置法の一部を改正する法律案
一、農林省設置法の一部を改正する法律案

第二十一条第二項の表中

桐生繊維製品検査 桐生市
福島繊維製品検査 福島県伊達郡川俣町

第二十八条第一項の表四国通商産業局の項中「丸亀市」を「高松市」に改める。
第三十九条中「長官官房及び左の四部」を「左の六部に」、「審査第二部」を「審査第三部」に改める。
第四十条(見出しを含む)中「長官官房」を「総務部」に改め、第八号を第十四号とし、第七号の次に次の六号を加える。

八 工業所有権に関する指導並びに意匠及び商標に関する奨励を行うこと。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案
通商産業省設置法の一部を改正する法律案
通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。
第四十一条第二十六号の次に次の一号を加える。

二十六の二 工業用水道に関する事務を行うこと。
第九号第十一号の次に次の一号を加える。
十一の二 工業用水道に関すること。
第十号第六号中「(軽工業局の所掌に係ることを除く。)」を削る。
第十一条第一号中「及び石材」を削る。

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十八条第一項の改正規定は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十八条第一項の改正規定は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

農林省設置法の一部を改正する法律案
農林省設置法の一部を改正する法律案
農林省設置法(昭和二十四年法律第一百五十三号)の一部を次のように改正する。
第四十三条第三号の次に次の一号を加える。

三十三の二 委託に基き、国営の開墾建設工事若しくは土地改良事業の施行に伴い必要を生じた工事又は国営の開墾建設工事若しくは土地改良事業の施行と工事施行上密接な関連のある工事を行うこと。

第五号中「農業改良局」を「振興局」に改める。

第七号中第十二号を削り、第十三号を第十二号とする。

第八号第一項第五号中「農村工業」の下に「及び副業」を加え、同項中第十一号、第十三号及び第十四号を削り、第十二号を第十四号とし、第十号の次に次の三号を加える。

十一 農林省の所掌事務に係る地方行政及び税制に関する連絡調整を行うこと。

十二 農林畜水産業に関する災害対策につき連絡調整を行うこと。

十三 削除

第八号第一項第十六号中「に関する調整を図ること。」を「の指導監督を行うこと。(蚕糸局の所掌に属することを除く。)」に改め、同条第二項中「第十号及び第十一号」を「及び第十号」に改める。

第九号第一項中第十四号を第十六号とし、第十三号の次に次の二号を加える。

十四 国営の開墾建設工事若しくは土地改良事業の施行に伴い必要を生じた工事又は国営の開墾建設工事若しくは土地改良事業の施行と工事施行上密接な関連のある工事の受託及び受託に係る当該工事の実施に関すること。

十五 開拓及び土地改良事業に関する試験研究を企画し、並びに関係試験研究機関の行う当該試験研究の連絡調整を行うこと。

第九号第四項中「第十三号」を「第十五号」に改める。

第十号の見出し及び第一項中「農業改良局」を「振興局」に改め、同項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 農山漁村の総合的な振興計画の樹立及び実施に関し、指導、助成及び連絡調整を行うこと。

第十号第一項第五号の二の次に次の四号を加える。

五の三 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第 号)に基いて、都道府県が行う資金の貸付及び債務保証につき助成を行うこと。

五の四 農業者の海外移住に関するし、その募集、選考及び教育並びに移住地の調査を行うこと。

五の五 農業用小水力発電施設の助成を行うこと。

五の六 農林省の所掌事務に係る国土の総合開発及び国土調査に関する事務の連絡調整を行うこと。

第十一号第三号の次に次の一号を加える。

三の二 家畜取引に関すること。

第十一号第七号中「牧野」を「草地」に改め、同条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 畜産に関する試験研究を企画し、並びに関係試験研究機関の行う当該試験研究の連絡調整及び畜産に関する技術の改良発達を図ること。

第十二号中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 乾蘭及び生糸の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所の指導監督を行うこと。

第十六号を削り、第十八号を第二十条とし、第十五号を第十九号とし、第十四号を第十八号とし、第十三号中「第三十四条」を「第十三条及び第三十四条」に、「生糸検査所」を「生糸検査所」に改め、同条を第十七号とし、同条の前に次の五条を加える。

(農林水産技術会議)

第十三条 本省に農林水産技術会議(次条から第十六条の二までにおいて「会議」という)を置く。

第十四条 会議は、左に掲げる事項を行う機関とする。

一 農林畜水産業及び農山漁家の生活に係る試験研究の基本的な計画の企画及び立案に関すること。

二 農林省の試験研究機関の行う試験研究に関する事務の総合調整に関すること。

三 農林省の試験研究機関の行う試験研究の状況及び成果の調整に関すること。

四 農林省の試験研究機関の運営の指導に関すること。

五 都道府県その他の者の行う農林畜水産業又は農山漁家の生活に係る試験研究の助成に関すること。

六 農林省の試験研究機関の行う試験研究と農林畜水産業及び農山漁家の生活に係る知識の普及交換の事務との連絡調整に関すること。

第十五条 会議は、会長及び委員六人をもつて組織する。

二 会長及び委員は、農林畜水産業若しくは農山漁家の生活に係る試験研究に關し学識経験のある者又は農林省の職員のうちから、農林大臣が任命する。

三 会長及び委員の任期は、四年とする。

四 会長及び委員は、再任されることができる。

第十六条 会議の事務を処理させるため、会議に事務局を置く。

第十六条の二 前四条に規定するものの外、会議の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条第二項を次のように改める。

二 輸出品検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

名	称	位置
小樽	輸出品検査所	小樽市
東京	輸出品検査所	東京都
静岡	輸出品検査所	静岡市
神戸	輸出品検査所	神戸市
門司	輸出品検査所	門司市

第二十六号の次に次の一条を加える。

(動物医薬品検査所)

第二十六号の二 動物医薬品検査所は、畜産業専用物品たる医薬品及び用具の検査を行う機関とする。

二 動物医薬品検査所は、東京都に置く。

三 動物医薬品検査所の内部組織については、農林省令で定める。

第三十三号第一項に次の一号を加える。

七 委託による草地の改良

第三十四条第一項の表の農業資材審議会の中に「農産種苗及び農薬」を「農産種苗及び農薬」(昭和三十二年法律第八十二号)により「農産種苗及び農薬」を調査審議すること。

「酪農審議会」

酪農振興法(昭和二十九年法律第八十二号)により「酪農振興」を調査審議すること。

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法(昭和二十六年法律第六十六号)によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

農山漁村の総合的な振興計画の樹立及び実施に関する重要事項を調査審議すること。

農山漁村の統計的経済調査における農林畜水産業用の固定資産の評価に関する重要事項を調査審議すること。

統計的調査資料に基づく農林畜水産業に関する重要事項を調査審議すること。

農業視察審議会

農林漁業用固定資産評価審議会

中央審議会

農山漁村振興対策

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法(昭和二十六年法律第六十六号)によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

農山漁村の総合的な振興計画の樹立及び実施に関する重要事項を調査審議すること。

農山漁村の統計的経済調査における農林畜水産業用の固定資産の評価に関する重要事項を調査審議すること。

統計的調査資料に基づく農林畜水産業に関する重要事項を調査審議すること。

第三十六条に次の一号を加える。

十 国営の開墾建設工事に伴ひ必要を生じた工事又は国営の開墾建設工事若しくは土地改良事業の施行と工事施行上密接な関連のある工事の受託及び受託に係る当該工事の実施に關すること。

第五十六条第三項中「農業改良局長」を「振興局長」に改める。

第六十九条の次に次の一条を加える。

(附屬機關)

第六十九条の二 営林局の附屬機關として、病院及び診療所を置く。

2 病院及び診療所は、営林局及び営林署の職員が診療を行う機關とする。

3 病院及び診療所の名称及び位置は、農林省令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二の農林省の項中「農業改良局」を「振興局」に改める。

3 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中積雪寒冷単作地帯振興対策審議会の項を削る。

4 積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「總理府」を「農林省」に改める。

第十三条第一項及び第七項中「内閣總理大臣」を「農林大臣」に改める。

5 この法律の施行の際現に積雪寒冷単作地帯振興対策審議会の委員又は専門委員である者は、前項の規定による改正後の積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法第十三条第一項又は第七項の規定により任命されたものとする。